



座談会メンバー

うことを自分の価値観で押し付けるのは違う。3人が対話をして、3人で納得する分け方が公平だと思ふ。障害のある子でない子がみんな一緒に学んでいたら、それぞれのやり方がある。何が公平か、みんながそれで納得すれば公平であり、そういった場を作ることをリーダーがする必要がある。

―戦後の流れの中で合理性を追い求める社会を形成してきたが、これからはそれぞれのストーリーを受け止めて、自由の相互承認を取り合う必要がある。ただ、PTAの社会では損得感情もあり、中々うまく回らないと感じる。

木村先生 それをちゃんとやらなかったら、次の子ども達が大変な社会を作ってしまう。大空小は9年

―文句は言えるが、どうしたらいいかわかっている人がいない、説明できる人がいない。

木村先生 その状況では、大人が人を信じられなくなってくるし、子どもはその空気を吸う。1人で何かやろうとするのは大変だけど、1人1人がつながれば、徐々に雰囲気は溶けていく。

大空のスタートはもつと凍結していた。自尊心もなければ文句ばかりで、お手上げの地域だった。ただ、信じたら変わるかもしれない。相手を頑なな状態から変えるために自分を変えよう、相手を信じてみよう、と思うと相手も変わるかも、と思つてやってきました。

―まずは相手を好きになろうということですね。では、PTAの組織について、特に神奈川県PTA協議会に対する期待があれば伺いたいですか。

木村先生 上層部がどこを向いて活動しているか、どこを向いていますか？いかがですか？

―自分の子供が幸せになる世の中。それを考えれば、周りも幸せになる。

―地域のイベントをやる時は子どもに戻つて全力でやる。心から笑っている。東北震災後に被災地にも行って、悲惨な状況を見た、向こうの子は当時本当に笑えていなくて、それを変

聞文句が出なかった。それは、自分が作るからで、そこに上下関係があつて、校長の言うことを聞かなければならないとなつたら文句が出るようになつていく。

私が入学式に言うことは、「今日から保護者を捨てて、皆さんはこの学校のサポーターです。」のほかに、「大空は文句を受け付けない学校です。」と言いつつきた。大空小は6年生になったら、全員リーダーになる、1年生の時から条件ははずすと引き継いでいて、1つは「先生に頼らない」、2「しんどいことを自分がする」、3「文句を意見に変える」、これで6年生になればみんな前を向いて卒業する。子どもがそうやっていたら、大人もやるとなる。文句は未来につながらないうえに主体性がなく、意見はどんなに耳に痛くても、その人の主体性があり未来につなげたいと思う。文句を意見に変える力を大人は持つていく。



木村先生

笹原会長

えるのは大人で、まずは自分が笑おうという感覚を持つた。

木村先生 そういう風に動かして、自分がいいよねと思つて動いてほしい。そうであれば子どもたちが卒業しても地域の大人として、関わってくれる。

―PTAは会長交代で思いが途中であつたりするので、いなくなった後でも見守りでもなんでも関わつていけるといいと思ふんですが。

木村先生 過去の人間は今を作る空気の中では邪魔で、今を作っている人たちは、苦勞をするから前に向ける。過去の人間は活用はしてもらつていいが、姿は見せない方がいい。

あの映画は校長がリーダーシップを発揮しているんだと見る人が大半であるけど、そこだけは違う。校長と教職員、学校と保護者、地域の人の関係性が対等につながるかということ。子どもも人として、リーダーになればなるほど対等な関係を築こうと思うことが大事。

PTA役員は役職、地位と思われている。自分に学びがあるから楽しいよという空気をどう出せるか。大人自身が楽しいことを一杯やったら、子どもは大人を好きになる。

―周りの大人は全ての子どものサポーターだと思ふ。ただ、地域の見守りで自分の子供でなくても関係なく注意することを受けるにはどうしたらよいか。

木村先生 あきらめないこと。この人なんでわから

ないの、という考えをやめ、そんなものなんだと思うこと。「わからないの？」の親の子どもも不幸になる。対話していったら、10のうち1はあたるかもという気持ちでいること。人を大切にするということは、多様でひとつの正解がない。ないから問い続ける。それが学校の学び。問い続けるからみんなが楽しくなる。そんな風に思うのはそんな風に思う過去があるから、相手はなかなか変わらない。じゃあ、自分がどう変わるべきかという発想があれば物事は変わっていく。

一番しんどい子がその場の環境を作る。その子が県の中で、教育を受ける権利の中で、その子をほつとてどつちに向かうんだということ。良いものは良い、お

しなものはおかしいと言え、その子を見守るんだという力を出して、存在価値を出して欲しい。

皆さん、どうでしたか？木村先生の二つの示唆に富んだお話を読んで、信念、やさしさが伝わってきましたか？確かにPTA活動は大変なこともあると思いますが、無駄を省いて、お互いを認め合い、無理なく参加できる体制を作ること、活動する時は思いっきり楽しんで、自分の笑顔を子供に広げること、子どもに対する思いをしつかりと持つて、みんなをつなげることが出来れば、もつとも我々の活動は共感を呼ぶかもしれません。木村先生、ありがとうございます！

(完)



神奈川県PTA協議会 安全互助会のご案内

神奈川県PTA協議会に所属する小・中学校PTAが団体として加入する保険です。年会費＝1世帯100円

PTA活動中に生じた傷害・事故に保険金・お見舞金を給付いたします

■ 傷害保険

- 保険金 (保険会社より) …入院日額 3,060円
通院日額 1,140円
 - お見舞金 (安全互助会より) …入院 10,000円
通院 5,000円
- ※一事故につき

■ 賠償保険 過去のお支払い事故例

- ・PTA主催のソフトボール練習中、打ったボールが学校の窓ガラスを割ってしまった。
- ・PTA主催のお祭りで荷物を運ぶ際、止まっていた車に傷をつけてしまった。
- ・PTA行事のため、学校から借りていたテントが風で飛ばされて壊れてしまった。

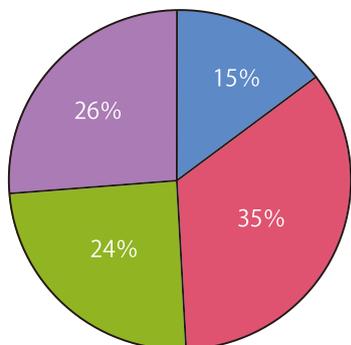
◆ 問い合わせ先 安全互助会

事務局 TEL. 045-228-7521
FAX. 045-228-7541

特別委員会 mission

PTA会員の個人情報の取り扱いについて・PTA会員の任意加入の在り方について

個人情報保護法改正への対応について
(改正を知っていた 73% の回答のうち)



- 既に対策済みである
- 知っているが単位 PTA で検討していく
- 知っているが、もっと詳しく知りたい
- 市町村郡 P 連で検討していく

本年度、神奈川県PTA協議会(以下、県PTA協議会)では3つの常設委員会(教育力向上委員会・教育環境委員会・広報見える化委員会)のほか、今年度だけの時限委員会として「特別委員会」を発足させました。特別委員会のミッションは、①「PTA会員の個人情報の取り扱いについて」②「各小中学校のPTA会員の任意加入の在り方について」この2つをメインテーマとして、県PTA協議会として単位PTAに対する取扱いマニュアルを作成することでした。今回は、昨年皆さまにご協力頂いたアンケート結果と共に活動を紹介します。

テーマを取り上げた背景としては、2017年5月30日から改正個人情報保護法が施行され、これまでは“保有する個人情報が5000人以下”の小規模事業者は適用除外でしたが、改正に伴ってこの除外がなくなったこと、つまりPTAも個人情報保護法の適用対象となったことです。では、PTAでは今後どのように対応すればよいのか。個人情報保護委員会の広報資料には、次のように書かれています。

【個人情報保護法の5つの基本】

- ① 個人情報を取得する時のルール 個人情報を取得する際、利用目的を本人に伝える。⇒情報取得の際の本人の同意。
- ② 個人情報を利用する時のルール 取得した個人情報を決めた目的以外に使わない。⇒目的外使用の禁止。
- ③ 個人情報を保管するルール 取得した個人情報を安全に管理する。⇒電子媒体を含めた記録・保管の徹底。
- ④ 個人情報を他人に渡す時のルール 取得した個人情報を他人に渡さない。⇒個人情報漏洩の防止。
- ⑤ 本人から個人情報の開示を求められた時のルール 個人情報について本人から、開示を求められたら対応する。
⇒本人からの要請による情報開示。

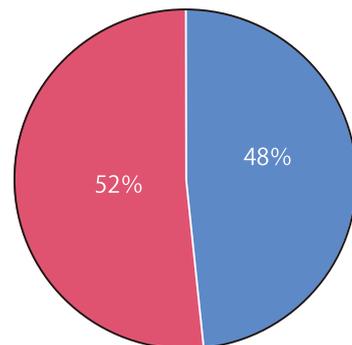
出典:「個人情報保護法の5つの基本チェックリスト」より引用

つまりPTAはこれまでのように学校から本人の同意なく名簿を受け取るのではなく、保護者に使用目的を伝え、独自に個人情報を集めること等が必要となり、そのための新たな規約の制定及びPTA規約自体の修正も望まれることになります。そこで本委員会では、県PTA協議会としての個人情報管理規則(例)を作成することとしました。また、もう一つのテーマである「任意加入」についても、会員からの個人情報を取得する際の、利用目的の提示の観点から「個人情報保護法」と表裏一体のテーマであることを委員会内で確認し、個人情報保護法と任意加入問題とは一体で扱うこととしました。

この任意加入問題について、笹原会長は神奈川新聞の取材に次のように語っています。「PTAは学校から独立したボランティア団体。法的に個人情報の収集・利用は加入者の承諾が前提になる。保護者のほとんどがPTAに入るのは当たり前と思っており、任意加入と知ることによって会員数が減る恐れもある。関係者から『寝た子を起すな』とお叱りを受けているが、取り組まなければならない問題だ」この任意加入の問題については、PTAや保護者会の存在意義についての多くの誤解も見られ、今後各小中学校のPTAや保護者団体には、加入への意思確認に向けたPTAの必要性についての十分な説明が必要となります。県PTA協議会では単位PTAと、ともに取り組みたいと考えています。

そこで、当委員会委員長には、この2つの問題について、熱い思いを持った笹原会長が就任し、執行役員、理事合計10名での委員構成でスタートを切りました。委員会は通常、理事会開催日に合わせて行われることが多いのですが、当委員会は新設委員会のため、当然過去のデータ等がなく定例の委員会だけでは十分な検討が出来なかったため、別日での臨時委員会開催やメールでの討議・確認等を重ねました。個人情報保護法という法律を扱うけれども、必ずしも全員が法律の専門家ではない中での討議でした。各委員が個人情報保護法に関する研修会に参加したり、関係機関の保護規定を閲覧したりと、それなりに知見を深め、第1次案から始まり、熱い討議を重ね第4次案まで作成しました。その成果として第4次の案にて当協議会理事会にて承認がとれ、「個人情報保護法改正に伴う神奈川県PTA協議会の提供する対応」が完成しました。以下にその概要を示します。さて、本年度も終盤を迎え、各PTAでは新年度の準備に入ろうとしているところではないでしょうか。よりよいPTA活動のため、是非このマニュアルを各校の実情に合わせて活用していただき、単位PTA本来の活動が円滑に運営されることを当委員会として切に願います。

任意加入について新入生保護者説明会で説明しているか



- 説明をしている
- 説明をしていない

個人情報保護法改正に伴う神奈川県 PTA 協議会の提供する対応（抜粋）

1. 会員情報を入手する際に気をつけるべき事

会員情報の入手を主にどこが行っているかに分けて、以下それぞれのパターン別に対応の例を示すこととしました。主には、パターンは(1)PTAが単独で情報収集を行っている場合、(2)学校とPTAが共同している場合、(3)主に学校が収集している場合です。どれもひな形をホームページに掲載しますので、各地域の実情に合わせて適宜利用して下さい。

2. 収集した個人情報の適切な管理のために

個人情報保護法の改正によって、収集した個人情報は適切な管理が必要であり、「管理規則」を決めておく必要があります。ホームページでは「管理規則」を例示しますが、それを総会決議事項とするか役員会や委員会などの取り決めとするかは、各小中学校のPTAの実情によると考えられます。

会の会則等で「管理規則」に基づいて管理しておくことの明記は必要になると考えて下さい（PTA 会則等の改正の必要性）。また「管理規則」には、災害時や緊急時の教育委員会との情報共有など、特に限られた場合の行政機関などの情報共有を可能にする条項も入れておく方が良いと思われます。

3. 「入退会の申し入れ」への対応

PTAは任意団体であり、入会の不承認や退会の申し出には、応じる必要があると思われます。

(1) 但しその場合も、PTAの理念や活動の現状、地域や学校の実情を踏まえての十分な説明は必要です。その場合は会員の皆さんの実感や経験に加えて、ぜひPTAの理念や様々な実例集などに基づいた説明をする必要があると考えます。しかしながらそれでも退会の意志が固い場合には、退会を認めざるを得ません。

(2) 退会した場合、あるいは入会しない保護者に対する対応の必要性 PTAの活動を考えた場合、退会者あるいは未入会の保護者がいた場合であっても、子ども達に対する活動に差異を作るわけにはいかないと思われます。活動の内容には実費を伴うものもあり、教育活動として必要なものであれば学校徴収への移管を考慮するか、未加入者にも適切な実費徴収には応じてもらう説明や、その旨の会則条項等を入れる必要があると考えます。



神奈川県PTA協議会ホームページ
木村先生との対談の全文、個人情報対応の様式、アンケート結果については、こちらをご覧ください。

神奈川県立三浦ふれあいの村の民間貸付について

三浦ふれあいの村は、本年3月末をもって県立の施設としては廃止され、平成30年度から、(公財)横浜YMCAに敷地と施設を貸付け、新たに「三浦YMCAグローバル・エコ・ヴィレッジ」として運営されます。これに伴い、利用料金等が変更となりますので、詳細は三浦ふれあいの村ホームページでご確認ください。



<http://www.yokohamaymca.org/fureai/>

かながわ子どもセーフティプラン24

【こども総合保険+自転車総合保険】

当制度は、児童・生徒のケガや賠償事故等、日常生活中に想定される様々なリスクに対応した総合保障制度です。



- 特長その1** 適用される割引率: **約48% 割引**
- 特長その2** 自転車事故を含めた、**個人賠償責任**を補償 (示談交渉サービス付き)
お子さまが**ケガ**をした場合の**治療費用**を補償
- 特長その3** (健康保険の3割自己負担、差額ベッド代、入退院時の交通費など)
- 特長その4** 補償期間中、**1日24時間** (学校の休みの日も) 補償
- 特長その5** お子さまが日射・熱射によって**熱中症を発病した場合**に補償
- 特長その6** **地震・噴火・津波によるケガ**も補償
- 特長その7** ケガによる入院・通院で5万円以下のご請求は**電話のみで簡単請求**

※ご利用にあたって諸条件があります。

2018年1月現在の内容です。

制度に関するお問合せ先 株式会社 ジーアンドケイ・アソシエイツ「かながわ子どもセーフティプラン24」係まで
TEL: **0120-115-852** (通話料無料) 受付時間: 9:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)
引受保険会社: **AIG損害保険株式会社**